

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

1 登録情報提供機関の登録の有効期間は、五年とすること。
(第十一条の二関係)

2 道路運送車両法第二十二條第三項の登録情報には、当分の間、保存記録ファイルに記録されている事項に係るものは、含まないものとする。
(附則関係)

第二 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

自動車一両ごとに又は又は三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係る一件当たりの手数料の額を定めることとすること。
(表九の項関係)

第三 附則関係

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行することとすること。
(附則関係)

